

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を重視しており、株主利益の最大化を念頭に、取締役会におきまして迅速かつ堅実に業務を執行するとともに、重要事実については、迅速かつ積極的に情報を開示するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンスコードの基本5原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩崎 辰之	1,266,600	27.19
パナソニック株式会社	694,000	14.89
株式会社LIXIL	440,000	9.44
株式会社SBI証券	188,100	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	160,000	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	110,900	2.38
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	73,400	1.57
エプコ社員持株会	43,500	0.93
山内 仁也	43,300	0.92
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	31,200	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝又智水	税理士											
増田光利	公認会計士											
成願隆史	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝又智水	○	○	——	勝又氏は、税理士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

増田光利	○	○	——	増田氏は、公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
成願隆史	○	○	——	成願氏は、公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は選任しておりませんが、必要に応じてコーポレート部門が対応しております。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
内部監査担当者及び監査等委員は、内部監査の実施状況等について毎月定期的に情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員及び監査法人は、四半期ごとに監査報告会を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2014年4月14日の取締役会決議により有償ストックオプションを取締役・従業員等に付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社が付与している有償ストックオプションは、権利行使にあたり下記のとおり業績達成条件が設定されております。

- (1) 2015年12月期または2016年12月期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が12億円を超過した場合、付与された新株予約権の50%が行使可能となる。
- (2) 2015年12月期乃至2018年12月期のいずれかの期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が15億円を超過した場合、付与された新株予約権の100%が行使可能となる。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(参考) 取締役及び監査役の報酬等の総額(2015年12月期)

取締役 4名 支給額 46百万円
監査役 3名 支給額 6百万円
(うち社外監査役 3名 支給額 6百万円)

- ※1 取締役の報酬及び員数には2015年3月27日開催の第25回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- ※2 当社は2016年3月25日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に対しては、毎月開催される監査等委員会において常勤の監査等委員から重要事項が報告されております。また、監査等委員会には管理担当の業務執行取締役が毎回出席し、業務執行の状況や検討中の経営課題について説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(執行役員制度)

当社は2014年3月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監査機能と業務執行機能を分離することで、事業推進体制の強化を進めております。また、社内カンパニー制のもと、各カンパニー社長への大幅な権限移譲により、意思決定の迅速化と事業執行の効率化を実現しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は3名で構成され、3名とも社外取締役であります。

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

また、内部監査室及び監査法人与随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図ってまいります。

(内部監査室)

当社は、公正かつ独立の立場で内部監査を実施するために代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置しております。

内部監査室(担当者2名)は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を実施しております。

また、内部監査室は、監査役及び監査法人与必要に応じて随時情報・意見交換し、共通の認識をもつことで相互の連携を高めております。

(監査法人)

当社は、PwCあらた監査法人与監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、議決権を有する監査等委員である取締役により構成される監査等委員会を設置し、監査機能及び取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会の終了後に、株主の皆様に対して経営計画説明会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	WEBサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末にて決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示書類、有価証券報告書、株主総会関連書類、決算説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営管理グループであります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役職員が遵守すべき行動規範として「エプコグループ行動規範」を定め、各ステークホルダーとの関係において留意すべき事項を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の基本方針として「環境方針」を定め、当該方針に基づいた環境マネジメントシステムを構築しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社WEBサイトに「企業情報開示方針」を掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、内部監査室といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、監査等委員会は3名で構成され、3名とも社外取締役であります。

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

内部統制については、職務執行上、部署間での相互牽制が働くよう社内規程で職務分掌、職務決裁権限を明確にするとともに、業務執行については稟議制による部署間でのチェック体制を構築しております。

2. 内部監査の状況

内部監査については、担当部署である内部監査室（担当者2名）が、内部監査規程に基づき、コンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を実施しております。

また、内部監査室は、監査等委員及び監査法人と必要に応じて随時情報・意見交換し、共通の認識をもつことで相互の連携を高めております。

3. 会計監査の状況

外部監査人による会計監査についてはあらた監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

1. 反社会的勢力への対応については担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応することで従業員の安全を確保する。

2. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

5. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

6. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

1. 反社会的勢力への対応方針として「反社会的勢力排除のための基本方針」を設けている。

2. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は経営管理グループとし、経営管理グループは反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示社内体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は会社情報の適時適切な開示を重要な責務であると認識し、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、正確、明瞭かつ投資判断として十分な会社情報を適時に開示することに努めております。開示情報につきましては、TDnetによる情報開示の他、当社WEBサイトへの掲載を通じて広く情報が浸透するよう努めております。

2. 情報開示に係る責任者及び担当部署

当社は、情報開示担当部署を経営管理グループとし、経営管理グループを統括する経営管理グループ長を情報取扱責任者として開示情報の一元管理を行っております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

情報取扱責任者は、社内の主要会議に出席し情報把握に努めております。また、適時開示に相当する情報の発生が見込まれる際は、当該情報を取扱う部門責任者及び子会社の責任者が経営管理グループ長に対して速やかに報告する体制を構築しております。また、適時開示体制を対象としたモニタリングにつきましては、内部監査室によるモニタリング体制を整備しております。

(1)「決定事実に関する情報」

当社取締役会により重要事項の決議が行われた時点において、情報取扱責任者は開示の必要性を判断し、速やかに開示を行うものとしております。

(2)「発生事実に関する情報」

その発生事実を認識した時点で、情報取扱責任者による報告のもと取締役会を開催し、取締役会の決議又は承認をもって速やかに開示を行うものとしております。

(3)「決算に関する情報」

決算に関する情報及び業績予想については、経営管理グループにおいて関連情報の収集及び資料の作成を行い、取締役会の審議並びに決議を経て、情報取扱責任者により速やかに開示を行うものとしております。

